

今回は、国税庁の統計資料から、相続税及び贈与税の申告状況などの現状を紹介・分析して解説します。

## 1. 相続税・贈与税の課税状況等

(単位：人/百万円)

税目		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
相続税 (課税状況)	年間死亡者数	1,273,004	1,290,444	1,307,748	1,340,567	1,362,470
	被相続人の数	56,239	103,043	105,880	111,728	116,341
	課税割合	4.42%	7.99%	8.10%	8.33%	8.54%
	課税価格	11,488,074	14,571,365	14,802,087	15,599,946	16,263,978
暦年贈与	受贈者	388,806	403,683	388,106	385,283	374,118
	財産価格	1,551,427	1,495,044	1,395,371	1,368,467	1,487,473
	贈与税額	263,044	218,861	195,497	178,287	255,836
	負担割合	17.0%	14.6%	14.0%	13.0%	17.2%
相続時精算課税贈与	受贈者	50,006	49,967	45,352	44,921	42,885
	課税価格	608,930	607,715	609,000	610,255	548,812
	贈与税額	22,121	24,335	32,932	33,384	27,539

平成30年の相続税の課税状況では、年間死亡者数に占める相続税の申告割合は、平成27年に相続税の基礎控除額の引下げが行われたことにより、平成26年以前と比較して課税割合は8.54%と大きく増加しています。

平成30年における暦年贈与による贈与税の負担割合は17.2%で、これを贈与金額（一般贈与の場合）に換算すると約742万円（その場合の贈与税は127.8万円）となり、多くの人が相続税の最低税率10%以上の負担割合で暦年贈与を実行していることが推測できます。

将来相続税が課税される可能性が高い者は、相続時に過去の贈与財産をすべて相続財産に加算して相続税が計算される相続時精算課税ではなく、節税効果が期待できる暦年贈与を選択する事例が多くみられます。

一方、相続時精算課税の贈与を選択した件数は毎年減少傾向で、選択した者の中には、主に自社株の引下げ対策を行い、もっとも低いと思われるタイミングを捉えて一括して後継者へ贈与しているものが多く含まれていると思われます。

## 2. 相続財産種類別内訳（課税状況）

(単位：百万円)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
① 土地	5,146,902	5,939,957	6,035,921	6,095,961	6,081,773
② 家屋・構築物	673,237	834,336	871,595	904,016	914,688
③ 有価証券	1,896,550	2,336,792	2,281,739	2,540,439	2,773,267
④ 同上のうち未上場株式等	470,476	558,970	511,163	521,052	664,282
⑤ 現金・預貯金	3,305,423	4,799,552	4,942,614	5,283,602	5,589,038
⑥ その他	1,386,493	1,725,604	1,734,476	1,868,772	1,959,117
⑦ 合計	12,408,607	15,636,241	15,866,345	16,692,790	17,317,883
金融資産の割合 (③-④+⑤)/⑦	38.1%	42.1%	42.3	43.7%	44.5%
現金・預金の割合(⑤/⑦)	26.6%	30.7%	31.1	31.6%	32.3%

近年の相続財産の種類別内訳における顕著な変化は、相続財産に占める現金・預貯金の割合の増加が著しいことです。相続税の納税資金に窮した事例から相続人が学んだ結果と思われます。

都心の一部の土地を除き、土地の価額は長期にわたり下落傾向にあります。一方、有価証券は、そのときの経済状況に左右され、相続財産の価額は前年対比増減を繰り返しています。

また、換金処分が困難な土地・家屋及び未上場株式等の占める割合は直近5年間の平均値は約46.5%となっています。換金処分が困難な財産の占める割合が高いからこそ、相続税の納税資金の確保のための対策が重要となってきます。

(文責：山本和義)